

「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」の概要

生活こども課

新計画のポイント

・「第4次ぐんまDV対策推進計画」の骨格をベースとし、**令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定められた内容を新たに追加し、両者を一体化。**

【追加した内容】

「早期把握のための取組強化」「支援対象者の状態に応じた保護体制の強化」
「支援対象者への中長期的なサポート」「民間団体との連携強化」

基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

- ・配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び自立支援のための施策を推進する。
- ・困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する。
- ・両者は政策的に関連性が大きいと一体化し、新たに「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」として策定する。

(2) 計画の位置づけ

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく県基本計画
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく県基本計画
- ・「群馬県男女共同参画推進条例」第4章（性別による差別的取扱いの禁止等）の推進及び「第5次群馬県男女共同参画基本計画」の基本目標4（女性等に対するあらゆる暴力の根絶）を達成するため、本県の取組を推進する計画
- ・「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画

(3) 計画の対象

- ・配偶者等からの暴力及び家族その他親密な関係にある人からの暴力等。
- ・年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）。

(4) 計画期間

令和6年度～令和7年度まで（2年間）
※令和8年度より、「群馬県男女共同参画基本計画」に統合予定

(5) 計画の進行管理

数値目標を設定して、群馬県男女共同参画推進委員会において、毎年、進捗状況を評価し、県民に公表する。

数値目標

基本目標	指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R7年度)
I	DV等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	37.2%	20.0%
II	アウトリーチ支援を行う団体数	4団体	5団体
III	一時保護委託先の数	9施設	14施設
IV	女性自立支援施設退所者のアフターケア実施率	36%	100%
V	配偶者暴力相談支援センター設置数	8か所	12か所
	市町村DV対策基本計画策定数	26市町村	28市町村

基本方針

- ・DV対策の総合的な推進
- ・官民連携による困難な問題を抱える女性への包括的な支援

基本目標・施策の基本的な方向

I 暴力を許さない社会づくりの推進

- 1 県民への啓発の推進
- 2 人権教育の充実【重点】
- 3 多様な相談への対応
- 4 DV及び困難な問題を抱える女性に関する調査研究の推進

II 困難な問題を抱える女性の早期把握と相談体制の充実

- 1 早期把握のための取組強化【重点】
- 2 相談体制の充実・強化
- 3 DVとストーカー被害への適切な対応

III 支援対象者の状態に応じた保護のための体制整備

- 1 保護体制及び保護環境の充実・強化【重点】
- 2 同伴する子どもに対する支援【重点】
- 3 保護命令制度の利用支援

IV 孤立せず安心して生活するための自立支援の充実

- 1 住宅の確保
- 2 就業・福祉に関する支援【重点】
- 3 法的手続きに関する支援
- 4 支援対象者及び子どもへの中長期的なサポート【重点】

V 民間団体・関係機関・市町村との連携・協働の推進

- 1 民間団体・関係機関との連携の強化【重点】
- 2 民間団体の育成・支援
- 3 市町村における推進体制の整備【重点】